

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第5回 家永教科書裁判—沖縄出張法廷・国際活動の思い出など

家永教科書裁判弁護団元幹事長・会員 齊藤 豊 (34期)

1 家永先生の闘い

故家永三郎東京教育大学名誉教授が1965年に提訴した家永教科書裁判は、教科書検定制度の違憲性を正面から争った訴訟として、我が国の教育行政のあり方、学問の自由、教育の自由を問う憲法裁判の代名詞となっている。家永先生ただ1人を原告として闘い抜かれた3次にわたる訴訟は、第1次訴訟提訴から1997年の第3次訴訟の終結まで実に32年間を要する長期訴訟となった。法廷内での訴訟活動は、開廷回数、関与した弁護士の数、出頭した証人の数を数えるだけでも破格のものであった（原告側証人だけでも、第1次訴訟59名、第2次訴訟32名、第3次訴訟38名、延べ129名を数えた）。

教科書の内容に国家権力が介入できるのかという訴訟のテーマは、ことが教科書という誰もが使う身近な存在に関するものでもあり、広く国民一般の関心と呼んだ。強力な裁判支援体制も生まれ（教科書検定訴訟を支援する全国連絡会（全国連）、歴史学者、教員、一般市民らそれぞれの支援団体が、文字通り全国に展開したのもこの裁判の特徴である（全国連は、団体数2000、個人会員2万名を誇り、訴訟活動の支援と裁判報告集会その他関連イベントの実施にあたる専従事務局を常時3～4名かかっていた）。

筆者（1982年登録）が関与した15年間の中でも訴訟活動上の工夫には様々なものがあったが、本稿では、東京外での法廷活動（出張法廷）と裁判支援運動の国際的取り組みについて紹介をすることで、「判決文に書かれない弁護士の工夫」の一例としたい。

2 沖縄出張法廷

第3次訴訟では、沖縄戦の記述が争点の1つとなり、日本軍による住民殺害という痛ましい事実を書くのであれば、住民が自ら犠牲となった集団自決の事実もあわせて書くべきだとした検定意見の違法性が問題とさ

れた。検定意見は、極限状態における住民の犠牲を崇高な自発的死亡として美化する歴史観に出たものと考えられた。

教科書裁判では、第2次訴訟で京都出張法廷を開いた経験があったため、沖縄戦に関する立証も、現地沖縄の証人を立て、現地沖縄の弁護団を組織して出張尋問を実施すべきという方針になった。東京地裁の加藤裁判長以下3名の裁判官により那覇地裁で行われた出張尋問は、1988年2月9日、10日の両日開かれ、大田昌秀琉球大学教授（後の沖縄県知事）、金城重明沖縄キリスト教短期大学教授ら4名の原告側証人が証言を行った。

尋問はいずれも沖縄弁護団により行われ、いずれの証人の証言も圧倒的なものであり、浅薄・皮相な根拠による歴史叙述に対する介入がいかにも真実を枉げるものであるかを裁判所に強く印象づけるものとなった。中でも圧巻は、自らの集団自決体験を語った金城証人の証言であった。狭い島の中で恐怖と（鬼畜の米軍は何をするかわからないという）洗脳により進んで自らの母親を手にかけて状況を淡々と語るその姿には、まさに鬼気迫るものがあった。

出張法廷の状況は連日大きく報道され、とりわけ沖縄タイムス、琉球新報の現地2紙の扱いは1面全部を証言の報告に費やすなど異例の高まりを見せた。この問題に対する県民の関心の高さを実感させるものであった。

3 国際的な支援を求める活動

第3次訴訟は1980年代に起こった中国・韓国等からの激しい検定批判に触発されたものであったということもあり、訴え提起後に教科書裁判の宣伝と支援を国内に止まらず海外にも広めようという機運が高まった。裁判実務の面でも、このころから憲法違反に加え国際人権規約違反（B規約19条違反）などの国

際法違反の主張を追加していた。これらの動きを受けて弁護団と運動体は「教科書裁判国際委員会」なる大仰な名前のグループを立ち上げ、訴訟が終了するまでいろいろと活動を行った。

国際委員会の活動でまず行ったのは宣伝ツールの作成である。当時は海外との交流といえば手紙のやりとりか現地での直接交流しかなかったため、委員会では英文での詳細な裁判紹介の冊子（英文パンフ）を作成して海外の関係団体、関係者に送付するとともに、教科書裁判への理解と支援を求めるための資料として活用した。今であればウェブサイトを作ってそこに英文翻訳をアップするということになるだろうが、電子メールすらなかった時代の話である。限られた情報ではあったものの、まとまった説明資料があるのとならないのでは大違いであり、英文パンフは教科書裁判の国際的宣伝に大きく役にたった。

委員会のメンバーが海外で関与した主な活動としては、

- ① 国連規約人権委員会での政府報告書に対するカウンターレポート提出とロビー活動（ジュネーブ、1993年）
- ② 韓国教科書弁護団、歴史研究者との交流（ソウル、1993年）
- ③ 豪州日本学界での裁判紹介と支援の訴え（ブリズベン、1995年）
- ④ 全米アジア研究学会での宣伝（ホノルル、1996年）
- ⑤ 国連人権小委員会でのロビー活動（ジュネーブ、1992年～1997年）

等があった。オーストラリアの学会参加時には、シドニーで開かれた現地政治家、外交官（在豪日本大使館員を含む）が参加するランチョンパーティで筆者にも教科書裁判の意義をレポートする機会が与えられた。敗戦により第2次世界大戦の歴史的誤りを認めずの日本政府に対して、戦前を知る老歴史学者

がどのような闘いを挑んでいるのかは、興味を呼ぶテーマであった。

国際委員会の活動は、もとより国内裁判所の審理に直接影響を与えるものではなかったが、裁判結果についての報道をみると一定の成果をあげたことは確かであった。委員会では後にこのテーマだけで『世界が報じた家永教科書裁判』という本まで出版したが、それによると、当時既に有力な情報ツールとなりつつあったネット情報以外に90を超える紙媒体の海外メディアが第3次訴訟の最高裁大野判決を紹介したことがわかっている。訴訟の争点が近代日本の負の歴史をめぐるものであったことから、教科書裁判の闘いは、欧米だけでなく中国・韓国その他アジア諸国でも広く好意をもって紹介された。

4 結果と工夫

1997年の最高裁判決をもって終結した裁判闘争は、杉本判决（第2次訴訟第一審判決）が示した憲法判断からはトーンダウンし、検定側の裁量をいかに制限するかという行政裁量論のレベルでの争いとなった。それでも第3次訴訟では、8つの争点のうち南京大屠殺、日中戦争中の日本軍の残虐行為、731部隊に関する記述を含む4か所に対する検定意見に「看過し難い過誤」があるとして違法判断が下された。出張法廷で圧倒的な立証を尽くした沖縄戦についての検定意見が違法とされなかったのは誠に残念であった。

沖縄出張法廷にせよ、海外に支援をアピールする活動にせよ、今から考えると時代を反映した工夫であったと思われる。地球の反対側で起きている人権侵害でも即時にSNS等で世界中に拡散する時代にあっては、法廷内での活動はますます裁判闘争全体の一部を構成するだけのものになっていくのかもしれない。時代に即した勝利のための工夫を若手の皆さんには期待してやまない。